

川崎市旅館業等建設対策協議会要綱

(目的及び設置)

第1条 旅館、興行場及び公衆浴場の建設については、近時、地域住民から善良な住宅環境の侵害を理由として、開設阻止の住民運動が展開される実情にかんがみ、本問題について関係部局と協議することにより、本市における当該行政の適正執行を図るため、川崎市旅館業等建設対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 旅館の建設による旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の清純な施設環境への影響に関すること。
- (2) 旅館、興行場及び公衆浴場の建設に関する意見及び照会に関すること。
- (3) 関係法令の運用及びその調整に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表の職にあるものをもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕を、副会長は健康福祉局保健医療政策部生活衛生課長をもってあてる。

(会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係職員の出席)

第5条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉局保健医療政策部生活衛生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附 則

この要綱は、昭和47年8月18日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成3年5月2日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

健康福祉局	保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕
	保健医療政策部生活衛生課長
こども未来局	保育・子育て推進部担当課長〔管理運営・子育て支援〕
	青少年支援室担当課長〔施設指導・調整〕
	保育・幼児教育部保育第1課長
	保育・幼児教育部幼児教育担当課長
	児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔児童福祉〕
まちづくり局	指導部建築審査課長
建設緑政局	緑政部みどりの保全整備課長
教育委員会事務局	教育環境整備推進室担当課長〔計画推進〕